

環境省「キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度 制度オプションについて」へのコメント

2010. 8. 31

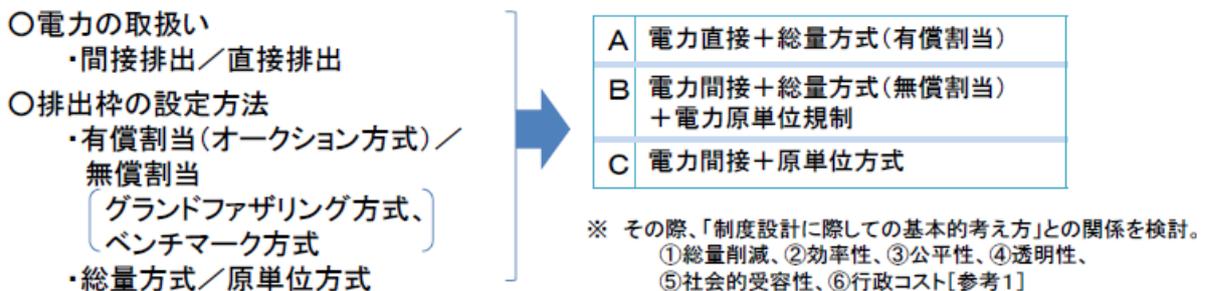
浅岡美恵 気候ネットワーク代表

本日、中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会第11回会合において、キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度について、3つの制度オプションが提示された。

同制度の設計にあたって多くの選択肢がありうるが、排出枠を「事業所単位」の「排出量総量」で設定し、その際、発電所についても発電時の排出をその発電所の排出量ととらえる「直接排出方式」は、国内排出量取引制度の設計にあたっての基本的事項である。今後、国内の排出量の七割弱を占める（直接排出による）大規模排出源からの排出を確実に削減していくための地球温暖化対策の柱の一つとして、すみやかに国内排出量取引制度の実現を図る必要がある。

地球温暖化対策基本法案（先の通常国会で時間切れのために廃案）では、国内排出量取引制度について、1年以内を目途とした創設が謳われている。同法案は、実現を目指して、今秋の臨時国会に再提出されるとみられておられる。そのような状況の中、制度設計の議論を牽引し、その具体化を図っていく環境省のイニシアティブは歓迎される。しかし、その内容には大きな問題がある。

今回提示された制度案では、制度の根幹にかかわる重要な事項である「電力の取扱い」「排出枠の設定方法」について、3つのオプション形式になっている（下記）。今回これらを、「電力の取扱い」「排出枠の設定方法」としてオプションとし、間接排出方式や原単位によることを選択肢に入れたことには、決定的な問題がある。特に、B・Cのオプションは、以下に指摘するよう、国内排出量取引制度をゆがめる致命的な問題がある。



第1に、電力の排出量を需要側部門によるものとして配分する「間接排出」方式とし、電力会社に対して発電部門に起因する排出の総量削減を求めない点である。これでは、各発電所の燃料転換や省エネ、及び需要側のマネジメントを促し、排出総量を抑制するインセンティブは大きく削がれることになる。最大の排出部門である電力セクターをカ

バーする直接排出による制度でなければ、これまで増加してきた発電部門の排出量を削減する手段として機能せず、国として本制度の導入する意義の重要な要素が欠落する。

第2に、排出枠の設定方法に、「原単位方式」を盛り込んでいる点である。これでは、景気が向上し排出が増えることを防ぐことはできず、「総量削減が達成されること」と、環境省自らが掲げる制度設計の基本的考え方は全うできない。経済を再生しながらも排出を減らしていく経済社会をつくるための制度にはなっていない。

第3に、排出枠を「有償」とするか「無償」とするか、について、「無償」としている点である。CO₂に価格をつけ、削減インセンティブを促していくために、同制度で割り当てられる排出枠を「有償」を基本とするとの考え方を取り入れるべきである。排出枠を無償とすることを所与のものとするれば、段階的に有償へと転じていくことも困難になりかねない。二者択一のオプションにするのは不適切である。

さらに、「概ね共通認識が得られると考えられる事項」の中にも問題がある。排出枠の設定対象として「企業」単位としている点である。周知の通り、国内排出量取引制度は、事業所／施設単位で行い、それぞれの工場などで削減可能性を引き出す制度として諸外国で導入が進んでいる。これを企業単位とすれば、多角経営をする企業は他業種にまたがり、全国にまたがる工場（製造部門）やオフィス（業務部門）がごったになる。これでは、それぞれの削減可能性を客観的に精査して引き出していくことはできず、適正な排出枠の配分も困難になり、第三者によるモニタリング・検証は極めて困難になる。よって、遵守の把握もあいまいになる。「企業単位」に安易に設定されれば、同制度の効率性を減じ、また、本来適正に引き出し得る削減可能性を大きく減じることになる。

以上のように、今回の制度オプションは、国内排出量取引制度の根幹にかかわることを、安易にオプション化し、重要なメリットを損なってしまいかねないものである。

国内排出量取引の制度設計は、複雑で、検討要素も多く、社会的受容性をかんがみて合意形成を図っていかなければならないものであり、導入時に完全に理想的な制度としてスタートさせることは困難ではあるだろう。しかし、せつかく導入する制度が将来の制度の発展を阻害するものであってはならない。そのために、本来の目的の達成に向けて筋が通り、運用を経てより効果的な制度に移行していく方向性が示されていることが、必要不可欠である。

以上から、今後の議論の展開には、制度の柱をしっかりと定めた上で、詳細の制度設計を進めていくよう求めたい。我々も、衡平で効果的な制度の実現のために積極的に制度議論に参加していく。

問合せ：気候ネットワーク東京事務所

千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F

TEL：03-3263-9210、FAX：03-3263-9453、E-mail：tokyo@kiconet.org